

三木町告示第179号

三木町農業振興事業補助金等交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 7 年 9 月 2 日

三木町長 伊藤 良春

三木町要綱第70号

三木町農業振興事業補助金等交付要綱の一部を改正する要綱

三木町農業振興事業補助金等交付要綱（平成22年三木町要綱第3号）の一部を次のように改正する。

別表中「

国及び 県費補 助事業	新規就農者サポート事業		県が補助するものに限る。町の上乗せ補助対象は、土地利用型農業用機械とし、補助金額の1,000円未満の端数は切り捨てる。
	新規就農者の里親育成事業		
	若手農業者グループ活動支援事業		
	新規就農者の経営発展支援事業	事業費の20分の1以内（最大50万円）	
	農地集積支援事業		国又は県が補助するものに限る。
	機構集積協力金交付事業（国）		
	農地集積補助金交付事業（県）		
	地域集積補助金交付事業（県）		
	マッチング促進基盤整備事業（県）		
	耕畜連携自給飼料確保推進事業（県）		
	中山間地域等直接支払交付金事業	事業費の3分の1以内	国及び県が補助するものに限る。
	環境保全型農業直接支援事業	事業費の4分の1以内	国及び県が補助するも

		のに限る。
みんなで守る地域農業支援事業		県が補助するものに限る。町の上乗せ補助対象は、基盤整備促進支援以外の場合は土地利
みんなで守る地域農業整備事業（基盤整備促進支援）	事業費の10分の1以内	用型農業用機械とする。町補助金額の
みんなで守る地域農業整備事業（基盤整備促進支援以外）	事業費の20分の1以内（最大50万円）	1,000円未満の端数は切り捨てる。
農業支援グループ確保・育成加速化事業		
かがわの水田有効活用条件整備事業	事業費の20分の1以内（最大50万円）	県が補助するものに限る。町の上乗せ補助対象は、土地利用型農業用機械とし、補助金額の1,000円未満の端数は切り捨てる。
オリーブ生産拡大総合支援事業		県が補助するものに限る。
経営体育成支援事業		国が補助するものに限る。
融資主体補助型経営体育成支援事業		
被災農業者向け経営体育成支援事業		
経営所得安定対策等推進事業		国が補助するものに限る。
農業次世代人材投資事業		国が補助するものに限る。
新規就農者育成総合対策事業		国が補助するものに限る。
園芸施設災害復旧事業	事業費の10分の1以内	県が補助するものに限る。
かがわ園芸産地生産力強化対策事業		県が補助するものに限る。

	園芸産地体制強化事業	事業費の20分の1以内（最大50万円）	る。町の上乗せ補助対象は、園芸産地体制強化事業、さぬき讃フルーツ拡大支援事業とする。町補助金額の1,000円未満の端数は切り捨てる。
	さぬき讃フルーツ拡大支援事業	事業費の20分の1以内（最大50万円）	
	施設園芸体質強化事業		
	担い手確保・経営強化支援事業		国が補助するものに限る。
	生産力向上農業機械等整備事業	事業費の20分の1以内（最大50万円）	県が補助するものに限る。
	かがわの水田農業競争力強化対策事業	事業費の20分の1以内（最大50万円）	県が補助するものに限る。
	畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（畜産クラスター事業）		国が補助するものに限る。
	農業経営基盤強化資金利子助成事業	事業費の2分の1	県が補助するものに限る。
	みどりの食料システム戦略推進総合対策事業		国が補助するものに限る。
	棚田地域等保全活動支援事業		県が補助するものに限る。
	食料産業・6次産業化交付金（加工・直売）事業		国が補助するものに限る。
	かがわ6次産業化等促進整備事業		県が補助するものに限る。
	多様な農業人材支援事業	事業費の6分の1以内（最大100万円）	県が補助するものに限る。町補助金額も県補助金額と同額とする。
町費補助事業	農業振興事業		

	農業共済事業	予算の範囲内
	地域農業推進事業	予算の範囲内
	転作作物産地形成特別助成事業	予算の範囲内
	中山間地域経営構造対策事業	予算の範囲内
	東讃和牛改良組合支援事業	事業費の 8 分の 1 以内（最大 10 万円）
	畜産振興事業	
	畜産振興推進事業	予算の範囲内
	畜産共進会事業	予算の範囲内
	三木町収入保険制度支援対策事業	予算の範囲内

」を「

国及び 県費補 助事業	新規就農者サポート事業		県が補助するものに限る。町の上乗せ補助対象は、土地利用型農業用機械とし、補助金額の1,000円未満の端数は切り捨てる。
	新規就農者の里親育成事業		
	若手農業者グループ活動支援事業		
	新規就農者の経営発展支援事業	事業費の20分の1以内（最大 50 万円）	
	農地集積支援事業		国又は県が補助するものに限る。
	機構集積協力金交付事業（国）		
	農地集積補助金交付事業（県）		
	地域集積補助金交付事業（県）		
	マッチング促進基盤整備事業（県）		
	耕畜連携自給飼料確保推進事業（県）		
	中山間地域等直接支払交付金事業	事業費の 3 分の 1 以内	国及び県が補助するものに限る。
	環境保全型農業直接支援事業	事業費の 4 分の 1 以内	国及び県が補助するも

		のに限る。
みんなで守る地域農業支援事業		県が補助するものに限る。町の上乗せ補助対象は、基盤整備促進支援以外の場合は土地利
みんなで守る地域農業整備事業（基盤整備促進支援）	事業費の10分の1以内	用型農業用機械とする。町補助金額の
みんなで守る地域農業整備事業（基盤整備促進支援以外）	事業費の20分の1以内（最大50万円）	1,000円未満の端数は切り捨てる。
農業支援グループ確保・育成加速化事業		
かがわの水田有効活用条件整備事業	事業費の20分の1以内（最大50万円）	県が補助するものに限る。町の上乗せ補助対象は、土地利用型農業用機械とし、補助金額の1,000円未満の端数は切り捨てる。
オリーブ生産拡大総合支援事業		県が補助するものに限る。
経営体育成支援事業		国が補助するものに限る。
融資主体補助型経営体育成支援事業		
被災農業者向け経営体育成支援事業		
経営所得安定対策等推進事業		国が補助するものに限る。
農業次世代人材投資事業		国が補助するものに限る。
新規就農者育成総合対策事業		国が補助するものに限る。
園芸施設災害復旧事業	事業費の10分の1以内	県が補助するものに限る。
かがわ園芸産地生産力強化対策事業		県が補助するものに限る。

	園芸産地体制強化事業	事業費の20分の1以内（最大50万円）	る。町の上乗せ補助対象は、園芸産地体制強化事業、さぬき讚フルーツ拡大支援事業とする。町補助金額の1,000円未満の端数は切り捨てる。
	さぬき讚フルーツ拡大支援事業	事業費の20分の1以内（最大50万円）	
	施設園芸体質強化事業		
	担い手確保・経営強化支援事業		国が補助するものに限る。
	生産力向上農業機械等整備事業	事業費の20分の1以内（最大50万円）	県が補助するものに限る。
	かがわの水田農業競争力強化対策事業	事業費の20分の1以内（最大50万円）	県が補助するものに限る。
	畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（畜産クラスター事業）		国が補助するものに限る。
	農業経営基盤強化資金利子助成事業	事業費の2分の1	県が補助するものに限る。
	みどりの食料システム戦略推進総合対策事業		国が補助するものに限る。
	棚田地域等保全活動支援事業		県が補助するものに限る。
	食料産業・6次産業化交付金（加工・直売）事業		国が補助するものに限る。
	かがわ6次産業化等促進整備事業		県が補助するものに限る。
	多様な農業人材支援事業	事業費の6分の1以内（最大100万円）	県が補助するものに限る。町補助金額も県補助金額と同額とする。
	環境にやさしい農業普及・拡大支援事業	事業費の3分の1以内（最大30万円）	県が補助するものに限る。

町費補助事業	農業振興事業		
		農業共済事業	予算の範囲内
		地域農業推進事業	予算の範囲内
		転作作物産地形成特別助成事業	予算の範囲内
	中山間地域経営構造対策事業		予算の範囲内
	東讃和牛改良組合支援事業		事業費の8分の1以内（最大10万円）
	畜産振興事業		
		畜産振興推進事業	予算の範囲内
		畜産共進会事業	予算の範囲内
	三木町収入保険制度支援対策事業		予算の範囲内

」に改める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和7年9月12日から適用する。